

商品概要説明書 【通知預金】

2019年4月1日現在

1. 商品名	・通知預金
2. 販売対象	・個人および法人のお客さま
3. 期間	・期間の定めはありません。 ただし、預入後7日間の据置期間が必要です。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・据置期間経過後に随時解約（一括払戻し）できます。 なお、解約する日の2日前までに通知が必要です。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時（払戻時）に一括して支払います。 ・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・個人のお客さまの利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） *2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税（国税15%×2.1% → 0.315%）」が課税されます。 ・法人のお客さまは総合課税となります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる 特約事項	・個人のお客さまは、マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。（マル優の対象条件等は法令の定めによります。）
10. 期限前解約 時の取扱	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭のマルチメディア情報表示画面または当金庫ホームページの 「金利のご案内（円預金金利）」 をご覧ください。
12. 預金保険の 適用	・預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。

川崎信用金庫

<p>13. 苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>14. その他参考となるべき事項</p>	<p>_____</p>

川崎信用金庫